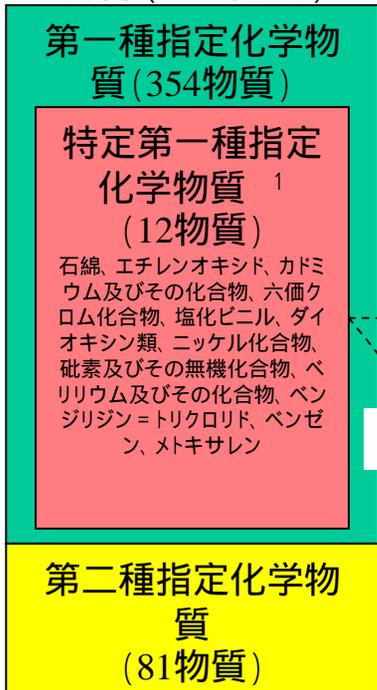
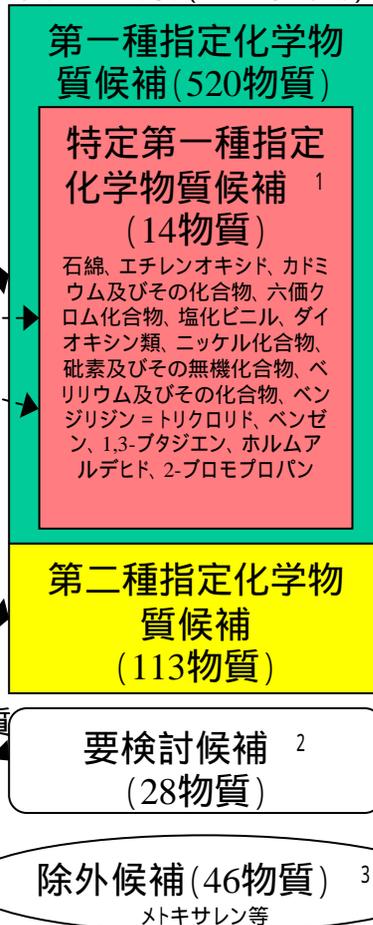


化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性・暴露情報が化管法の現行の物質選定基準に合致する物質は633物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は14物質

< 現行(435物質) >



< 見直し案(633物質) >



1,3-ブタジエン、ホルムアルデヒド、2-プロモプロパン

(1物質)
メキサレン

36物質

288物質

(11物質)

(3物質)

20物質

17物質

21物質

28物質

25物質

212物質

60物質

現行化管法対象物質以外の物質 (272物質)

下記の各種法令や各調査結果から選定した候補物質(約3,000)のうち、有害性や暴露情報が化管法の現行の物質選定基準に合致するもの

- ・有害性の観点から現行基準に合致すると考えられる物質(環境省調査結果等)
- ・化審法 特定化学物質・監視化学物質
- ・毒劇物取締法 対象物質
- ・労働安全衛生法(通知対象物質)
- ・ロッテルダム条約(PIC)対象物質
- ・農薬取締法登録農薬
- ・自治体条例対象物質
- ・諸外国によるPRTR対象物質
- ・現行化管法対象物質の代替物質(環境省調査結果)
- ・内分泌かく乱作用を有することが推察される物質

1: 特一は、現行では「発がん性がクラス1」、見直し案ではGHSとの整合性を考慮し、「発がん性がクラス1(13物質)」、「生殖毒性がクラス1(1物質、2-プロモプロパン)」及び「変異原性がGHSクラス1A相当(該当なし)」を対象としている
 2: 暴露情報からの要検討物質(製造・輸入量が小さく、かつ環境中での検出はないが、PRTR届出・推計実績はあるもの)を掲載
 3: 最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、並びに暴露が小さい(製造・輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計実績がないもの)